## 規

職 員 和  $\mathcal{O}$ 二年三月二 勤 務 時 間 + 休 七 暇 等 12 関 ける規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 規 則 をここに 公 布 す る

令

日

埼 玉 県 人 事 委員 会委 員 長 武 笠 正 男

## 埼 玉 県 人 事 委員 会 規 則 \_\_ = | 五二

員 の勤 務時 間、 休 暇等に関す る 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 規 텕

部 を 次 員  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 勤務時 ょ うに 間、 改正する 休 暇等 に関する規 則 (埼 玉県 人 事委員会規 則  $\frac{-}{\Xi}$ 八  $\mathcal{O}$ 

第  $\mathcal{O}$ 第 項 に 次  $\mathcal{O}$ 号 を 加 え る

三 る 条第 0 対象 11 障害 て 一号に 障 配 『慮を必 害者  $\mathcal{O}$ 規定す 雇用 で 要 あ  $\mathcal{O}$ くとする る る 促 進等 障害者で 職員及び 者と に 関 当該 あ L す る職員 て任命権 る 職員 法 律 以 0) 昭 者 外 う が認 ち  $\mathcal{O}$ 和 職 三十五  $\emptyset$ 員 同法 るも で 年法 あ 第三十七  $\mathcal{O}$ 0 律 て 勤 第 務 条 百 二十三 第二 時 間 項  $\mathcal{O}$ 一号) Ê 割 規 振 定 第 ŋ す

に 改 第  $\Diamond$ \_ 条の る 第二項 中  $\neg$ 第一 条  $\mathcal{O}$ 兀 第二項 第 号」 を 第一 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 \_\_ 項 第 兀 号

5 午 に 第 後三時 お \_\_ 条 11 て  $\mathcal{O}$ 三十 同 兀 ľ 第 分 項 を に 削 第 改 り  $\emptyset$ 号 同 中 同 項第二号 項に 六 時 次 間  $\mathcal{O}$ 中 を 午 号を加 前 兀 九 時 え 時 間 る 三 カュ + 6 午 分 後 兀 に 時 改  $\sqsubseteq$  $\Diamond$ を 午 前 次 +項 時 第 カュ

規定に ては カュ 以 わ 下 第 5 \_ ず、 第二号 0) よる 条 号に 水の二第 週休 兀  $\mathcal{O}$ 時 お 規定 間三 日 11 を含む て 項各号に は適用 十分未満 特 例 区 掲 分期間を除く L 対 象 げ ないこと。 とすること **季日」とい** る職 員 0 . う。 勤務時 が  $\smile$ で ごとに  $\overline{\phantom{a}}$ きること 間は に 9 1 つき一日 と て 区 は、 分 期 特 第 間 休 例 \_ 号 対 日 同 象  $\mathcal{O}$ 等 条 第二 規 を 日 定 除 に 項 0 11 カュ  $\mathcal{O}$ 

二号」 る 及 第 を び \_ を削 っに 第二号又 条  $\mathcal{O}$ り、 定め 兀 第二項 る は前 同項 を同 に 項 を 改 第 削 め、 条第三項とする。 n 号 同 同条第三項中 項を同条第二項と を 第二号及 第 び \_\_ Ļ 第 項 第 兀 号 同 \_ \_ 条 号 に、 第四 を 項 前 及 中 び 項  $\neg$ 又 第 第 は 第二 号 号 に 定 項第

第  $\mathcal{O}$ 五. 第三項 第二号中 「前 条 第二項」 を 「前 条 第 \_\_ 項」 に 改  $\otimes$ る

九 条 の三第三 項 第 一号 を 次  $\mathcal{O}$ ように 改  $\Diamond$ る

12 お 前 項 て 連 号に 定 T 九  $\Diamond$ +る以 日 を超  $\mathcal{O}$ え 負傷 な 又は 11 期 疾 間 病 に係 る 療 養  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 休 暇  $\mathcal{O}$ 年

九 条 の三に次 の 三 項 を 加 え

10 書  $\mathcal{O}$ 定 は 第 項、 第三 項 第 項 第四 号  $\mathcal{O}$ 暇 及 び に 第五 0 11 号、 て 準 用 第 す 兀 る。 項 ただ 第 五. 項 並 第 び + に 条第三項 第 六 項 た 第 だ 兀

び 五. 定 は 項 定する 0 7 は 準 甪 L な

- 11  $\mathcal{O}$ 規定 間  $\mathcal{O}$ と 付 あ 適 用 る 用  $\mathcal{O}$ に 期 は 0 間 い 中 て  $\mathcal{O}$ そ は  $\mathcal{O}$ 療養 勤 同 号  $\mathcal{O}$ に 中 職 員が 必 要な  $\mathcal{O}$ 第三項第 期 年 間 度に とする お \_\_\_ 号 11 て  $\mathcal{O}$ 連 休 暇を使 続 して 用 九 +する場合 日 を超 え  $\mathcal{O}$ な 同 号 い
- 12 同 断  $\mathcal{O}$ され 養に 号中 休暇 非 常 た場合 必 を 勤 使 要な期間」  $\mathcal{O}$ \_ 用 職  $\mathcal{O}$ 年度に で、 す 員 ることが が 定 任 とする。 期的 命 お 権者が V て連 に 必要と認 通院 続 委員会と協 加 L 療を行 8 て 九 5 +れ う 日 る 議 ことが を超え 場合 L 7 当該通院.  $\mathcal{O}$ 同号の 医 な 学的 11 期 間 規定 加療 に 見 と  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 7 あ 適 た 明 る 用  $\aleph$ 6 第三項 12  $\mathcal{O}$ カゝ は 0 に 1 必 第 て は そ لح 号 判  $\mathcal{O}$

第十九条の三の次に次の一条を加える。

(特別の事情を有する場合の特例)

+によ 承 九条 認を得て ŋ 難  $\mathcal{O}$ 兀 1 場 合に 任命 別 に定め お 権 け 者 る非常 は、 ることが 職 勤 務 できる。  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 職員の 特 殊 性 等 勤 務時 に ょ り、 間 及 第 び 休 + 暇 九 条 に 0 カン 6 11 て 前 は、 条ま で 委員会の  $\mathcal{O}$ 規 定

附則

(施行期日)

1  $\mathcal{O}$ 規則は、 令 和 年 兀 月 \_\_ 日 カゝ 6 施 行 す る

(経過措置)

2 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 同 規則に 定は、 日 前 に行  $\subseteq$ よる わ  $\mathcal{O}$ 規 改 れ た 則 正 勤務  $\mathcal{O}$ 後 施  $\mathcal{O}$ 時 行 職 間 員  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 割 以 勤 振 後 務 時 り に 間 行 わ 0 れ VI 休 た勤務 暇 て は 等 に 時 関 な お従前 間 す る  $\mathcal{O}$ 割 規  $\mathcal{O}$ 振 則 例 ŋ 第 に に \_ よる。 条 0 V  $\mathcal{O}$ て 兀 適用